

令和6年1月10日
自動車技術安全部技術課

自動車検査証の有効期間を再延長します ～令和6年能登半島地震による被害を受けて～

令和6年能登半島地震の被害に伴い、石川県、富山県及び新潟県の一部の地域*¹に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が令和6年1月1日から2月8日までの車両について、令和6年2月9日まで自動車検査証の有効期間を再延長します。

また、当該被災地において救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車*²についても延長措置を行っております。

*1 石川県、富山県及び新潟県の一部の地域(参照:石川、富山及び新潟運輸支局の公示)

*2 参照:全国の運輸支局等の公示

1. 令和6年能登半島地震の被害に伴い、被害地域に使用の本拠の位置を有する車両は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生ずるおそれがあります。このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を延長することとし、本日付けで公示しましたのでお知らせします。

○対象車両

石川県、富山県及び新潟県の一部地域*¹に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が満了する日が1月1日から2月8日までのもの

(有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。なお、電子車検証の場合は自動車検査証記録事項もしくは車検証閲覧アプリでご確認ください。)

有効期間の満了する日	令和6年1月3日
------------	----------



○措置内容

自動車検査証の有効期間を2月9日まで延長

○継続検査の手続き

対象車両については2月9日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険(共済)の手続き(締結手続の特例措置)

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが2月9日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険(共済)代理店等にご相談ください。

2. 今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再延長等を検討してまいります。

<お問い合わせ先>

自動車技術安全部技術課 唐崎、菅井 TEL: 025-285-9155 (直通)

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 石川運輸支局長の公示例

公 示

令和6年能登半島地震の被害に伴い、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年1月1日から同年2月8日までのものは、令和6年2月9日をもって満了するものとする。

記

金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

令和6年1月10日

北陸信越運輸局 石川運輸支局長

(参考3) 富山運輸支局長の公示例

公 示

令和6年能登半島地震の被害に伴い、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年1月1日から同年2月8日までのものは、令和6年2月9日をもって満了するものとする。

記

氷見市、小矢部市

令和6年1月10日

北陸信越運輸局 富山運輸支局長

(参考4) 新潟運輸支局長の公示例

公 示

令和6年能登半島地震の被害に伴い、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であつて、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年1月1日から同年2月8日までのものは、令和6年2月9日をもって満了するものとする。

記

新潟市

令和6年1月10日

北陸信越運輸局 新潟運輸支局長

(参考5) 全国の運輸支局等の公示例

公 示

道路運送車両法（昭和26年法律185号）第61条の2の規定により、当支局管内に使用の本拠を有する自動車のうち、令和6年能登半島地震の被災地（石川県、富山県及び新潟県）において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行うものであって、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有し、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年1月1日から同年2月8日までのものは、令和6年2月9日をもって満了するものとする。

令和6年1月9日

〇〇運輸局△△運輸支局長